

方式は国民経済全体の立場から自戒し金融機関の公共性を最高度に發揮して地方流入資金に報いる義務があるのではなからうか。

次は一步進んで金融市場の資金自給能力を確立することである。そのためには市場内の資金吸収に全力を傾倒してその成績を挙げ不安定な流入資金依存から脱却することが肝要である。現状に於てかかる理論は一見無謀の感を与えるが然し金融業法による貸出分野の調整及び地方分権確立に伴う地方産業の育成等が実現した際には好むと好まざるに拘らず少くとも地方資金の流入状況は現在と様相を一変することになるであろう。東資についても東京で政府支払が行われる限り多少とも流入するものではあるがこれとても実質的健全財政が実現すれば差程巨額なものとはならないであろう。故に流入資金が低減する将来を予測して今から市場の自立性を考慮することは決して理由なきことではない。大阪市場に於ける産業と金融のバランスを整備する意味からも又産業の為には資金は無限に供給すべきものであるとの誤謬を打破する上からも大阪市場は市場の自力で賄い得る産業のスケールを再検討する必要があると考へるものである。勿論資金面から産業を圧迫して殺すべからざる産業を見殺しにする誹を受けまいやう万難を排して市場内の預金吸収に不断の努力を払うことは言うまでもない。

第三に流入資金が低減し然も市場の資金自給能力が完備しない過渡期に於ける不足資金の調達方法であるが市中銀行としては当然日銀借入依存に再転することは火を見るより明かなことである。此の場合本行として採るべき態度は従来の手貸主義から商手再割主義に貸出政策を転換し以つて流通金融の順便と資金効率の向上を図るべきである。中央銀行と雖も金融市場の構成メンバーであり必需資金の不足に超然たることは出来ないと同時に日銀依存の殻に閉こもつて自立計画を画餅に帰せしめんとする金融市場を見守るわけには行かないであらう。

(大阪支店、吉田)

公団金融に関する若干の考察

昭和24・1・1

目 次

- (一) はしがき
- (二) 公団金融の推移
- (三) 公団の運営資金調達方法
- (四) 公団金融の今後の問題
- (五) 結 語

(一) はしがき

戦後の我国経済の根本理念は自由にして且つ公正な競争に在ることが明らかにされているが、戦争の創痍に喘ぐ現実の状況の下に於ては此の根本理念を無条件に貫くことは不可能であつて過渡的には統制の存続を容認せざるを得なかつた。しかし従来の私的独占形態による統制方式は公正の原理に反するものとされ、国家による直接統制方式が採られ、茲に公団なる特異の統制形態が発生するに至つたが、公団方式は主として財政法及び会計法上の種々の拘束を免れるために案出された方便に過ぎず、国家の負担と責任とに於て統制を行う理念には毫も変りはないのである。

従つて公団は全額政府出資の公法人であつて、実質的には政府機関として取扱はれ、その役員は官吏その他の政府職員となり、所要経費は総て国家予算に計上され、又政府の厳重な指導監督に服することとなつてゐる。公団は昭和二十二年五月産業復興公団の発足を以て嚆矢とし、爾後昭和二十三年三月までに貿易公団を含め十五を算するに至り、更に設立を要望されたものもあつたが、公団運営の非効率性、資金運用の非効率性が漸く反省され、又復興金融庫の資金負担の過重が感ぜられると共にその増設は全く抑制され、最近に於ては寧ろ改廃整理の

方向に進んでいる。しかし近く二、三の公団が廃止統合されるにしても公団方式一般が廃止されるには未だ相当の時日を要するものと思われるので、此際公団金融に関して若干の考察を加えることも強ち無意味ではないであろう。

(註) 本稿に於ては貿易四公団は運営資金を貿易資金に仰いでいる關係上これを除き一般の公団を總括的に考察の対象とするが、論旨の若干は貿易公団にも当てはまるものと思われる。なお特別調達行は性質上公団であるが、それ自体としては基本金或は運営資金を有していないので、これ亦考察の対象外とした。

(二) 公団金融の推移

公団の運営資金は第一に基本金を以て充当すべきであるが、基本金は国家財政の窮乏を反映して公団の規模に比し極めて少額であり、運営資金の大部分は各公団法(又は令)第三条の規定に基いて設立の当初より復興金融庫からの借入に仰いで来たのであるが、公団の増設及び価格補正等による公団資金の大幅な需要増大にも拘わらず、インフレーション抑制の見地から金庫の資金繰りは漸次窮屈となつて来た。しかし乍ら公団は市中金融機関から直接間接に融資をうけることが禁ぜられていたため、直接これに抵触せず市中金融に転嫁する方策が講ぜられ、昨年三月公団認証手形制度が創設されたのであるが、此の間に於ける公団金融の推移を金庫の公団融資残高の動きに依拠して分析すれば概ね次の三期に分けることが出来るであろう。

(1) 第一期

この時期は公団発足の当初より生活物資関係五公団の発足まで、即ち昭和二十二年五月から二十三年二月頃までを指す。此の時期に於ては復興金融庫も発足早々のことではあり資金繰りにも余裕があつたほか、インフレーション政策に対する反省の機運も熟さず、旁々公団の数も六公団に止まつていたため、大幅な物価改訂の影響を受けたにも拘わらず金庫資金の放出により資金面には些したる圧迫を蒙らなかつた。これがため金庫の融資残高の中公団の占める比率は実に三〇%を超え鉱業の三六%に次ぐに至つた。

(2) 第二期

此の時期に於ては前記五公団の発足に伴い復興金融庫の資金繰りに対する圧迫が漸く加わり、搦て、石炭、鉄鋼、肥料等重点産業は賃銀昂騰、制電に基く操

公団金融に関する若干の考察

業低下等により異常な赤字に悩み金庫に対する資金需要が殺到したため、これが緩和を図る必要が生じた。即ち概ね二十三年三月より同年九月頃までが此の時期に該当する。而してこれが対策として前記の如く公団認証手形制度を採用することとし、右手形には融資準則上の優遇措置を講じ本行に於ても高率適用除外を認める等融資の順便を図つたのであるが、六月以降既設六公団にもこれを拡充適用し、爾後商品のみならず運賃諸掛にも適用の範囲を拡げ、漸次復興金融庫の負担軽減を図ると共に、公団の運営に支障を来たさぬよう考慮が払われこれを主因として、二十三年六月以降の価格補正にも拘わらず、金庫の公団融資残高は設備資金を含めてもなお著減を示し、九月末公団融資残高の融資総額に対する比率は一五%台に落ちたのであるが、これには更に価格差益金による一時的な借入金返済と未払金の増加があつたことも亦看過し得ない処である。反面に於て市中銀行の公団認証手形の割引が急増したことは当然であつて特に七月より九月までの全国銀行貸出増加額中右手形の占める割合は二三%を超えるものと見られる。

(3) 第三期

二十三年九月以降金庫の公団融資残高は総額に於て増勢に転じているが、このうち運賃資金は概ね百億円台を維持し略々固定化の傾向にあり、これに反し設備資金の急増が目立っている。これは主として造船計画の進捗を物語るものであつて今回決定を見た二十三年度第四・四半期資金計画に於ても公団の設備資金増二億三億円が計上されているが、運賃資金については増減なしとなつている。又此の間公団認証手形は新価格による買取の时期的ずれ及び生産増加に伴う買取数量の増加等を主因として昨年十二月末に於ては九月末に比し更に三〇%の増加を示したが、同期中全国銀行貸出増加に対するその割合は九%程度であつた。

復興金融庫公団融資残高推移表

(単位 百万円)

区分	年月末					
	三・六	三・九	三・三	三・三	三・六	三・九
公団融資残高(A)	三五・七	五九・一	五〇・二	二八・一	九二・七	三九六・四
内運賃資金	三〇〇	六九五〇	二、五五三	二六、九〇四	四、六三七	九、七五七
融資総額(B)	一三、五四三	八四五四	二、〇五九	四六三六	〇、八八九	九五二二
比率%(A/B)	二・五	二六・二	三〇・六	三〇・六	三三・八	一五・四
						一四・九

(三) 公団の運営資金調達方法

現在公団はその運営資金を基本金、復興金融金庫借入金、預り保証金及び買掛金(公団認証手形を含む)によつて賄つてはいるが、此等の中最も比重の大きいものは公団により又時期によつて多少の差はあるが、買掛金と金庫借入金とである。

(1) 基本金

基本金は産業復興公団、船舶公団の如く長期の設備資金が資金需要の大部分を占めるものにあつてすら夫々二億円、三億円と最近に於ては借入金及び買掛金合計額の数分の一又は数十分の一程度に過ぎず、配給公団(便宜上価格調整公団を含む、以下同じ)に於てはこの率は一層不均衡を示し数十分の一乃至数百分の一となつてゐる。基本金は公団発足当初より比較的少額であつた上、爾後一度の増額もなく配炭公団外二公団にあつては公団の固定資産不所有の原則の確認により一億円乃至千五百万円の減資を見た程で、二回に亘る価格改訂を経過して使用総資本に対する不均衡は一層顕著となつたのである。

右の如き事情であるから基本金は設備関係二公団を除き略々器具什器備品に見合う程度であつて、これを一般の運営資金に使用する余地は全くないものと言ひうるのである。

此処で剰余金について一言すると、法令の規定によつて剰余金は半期毎にその金額を国庫に納付することとなつてゐるので、納付までは一時これを使うか或は借入金返済に充当し得るにしても多くを期待し得ないのである。

(2) 復興金融金庫借入金

前記の如く金庫借入金は当初運営資金の殆ど全部を占めていたのであるが、配給公団に於ては漸次公団認証手形によつて置き換えられて来た。しかし現状のままでは借入金残高の減少は限界点に達した観があり、四月以降石油配給公団の廃止に伴う回収が見込まれるにしても全般的には再び増勢を示すこととなると思われるから、此際経済安定九原則の趣旨にも照らし、一層金庫資金の重要産業への活用を図るため、後述の如く市中融資の利用等別途措置を講じてこれが圧縮に努めなければならないであらう。

(3) 預り保証金

これは二、三の公団に於てその指定販売業者の資格認定の条件として徴収してゐるものであるが、実際には運営資金に充当することが一つの重要な目的であり当初は可成りの比重を示したにも拘わらず物価改訂の度合に依つてこれを引上げるには相当の摩擦を覚悟しなければならぬため弾力性に乏しく、現在では運営資金の意味は殆ど喪失されたと言つても過言ではない。

(4) 買掛金(公団認証手形を含む)

現在配給公団に於て最も多額を占めてゐる項目であつて大別して公団認証手形に相当する買掛金とその他の買掛金とすることが出来る。

公団認証手形は公団が手形関係人となり得ない建前上、公団に商品を売渡した生産者等が振出すものであつて公団はこれに買入れの事実を認証するに過ぎないから、公団の貸借対照表上は支払手形とならず買掛金勘定に含まれるべきであるが公団によつては別掲してゐるものもある。

その他の買掛金は買掛金勘定から公団認証手形額面相当額を控除した残額を指すのであるが、この内最も大きいのは政府即ち食糧管理特別会計と貿易資金に対する未払勘定である。政府公団間の取引に公団認証手形が利用出来ないため、引取資金の決済は金庫借入金か回収金によるほかその方途がなく、金庫よりの借入が困難となり、回収も意の如くならないとすれば勢い未払とならざるを得ないのであつてこれがため物資の引取自体が阻害される虞も尠くない現状である。

(四) 公団金融の今後の問題

公団金融については既述した処により問題の所在は略々明らかであると思われが、更にこれを敷衍補足することとする。

(1) 市中融資への切換の可否

公団の「運営資金は必要があるときには復興金融金庫から借入れれるものとする」という規定は制限規定と解釈されているが、その理由とするところは

(イ) 公法人であり実質上政府機関である公団が私的金融機関から融資を仰ぐことによつて、国家の行政事務が不当な私的影響と制約の下に置かれる懸念あること。

(四) 殊に我国の金融機関は財閥の支配する処であつたので、一層好ましくなかつたこと。

(ハ) 公団は臨時的存在であるので借入先を同じく臨時的な公的機関である復興金融庫一本に纏めておく方が、資金の導入に便であり又清算に当り好都合であること。

等に在ると見られる。

しかし乍ら現在では右の事情は相当変化を示しているし、又復興金融庫を含む政府資金の涸渇は公団の運営にも影響する虞があるので、公団が国家事務を行う政府機関である事実を尊重しつつ、而も一応別個の法人格を具えている点に着目し市中融資の根拠と利害とを検討することとする。

(イ) 金融機関の私的影響を全く排除することは困難であるかも知れぬが、實際上の運用によつてこれが緩和を図ることは可能であり、又資金蓄積の現状から見て相当巨額の公団資金を融通するにはシ団融資或は協調融資によることが多いと思われるから、その影響は分散的となるであらう。

(ロ) 財閥解体によつて金融機関の財閥的色彩は払拭され再建整備の完了により資本的にも民主化されたものとなつてゐる。

(ハ) 買取増加によつて生ずる増加運転資金の中公団認証手形にのり得ないものに対する支払資金、政府支払の遅延により又は資金の性質上二ヶ月以内に右手形が落ちない場合の決済資金、政府納付金価格差益等であつて積立てをせず一時復興金融庫借入金への返済に充てた場合の納付資金等を捻出するには業務運営或は資金運用の改善を図つてもなお或る程度の借入増加を来す場合があるが、復興金融庫の融資増加は極力抑えられている。

(ニ) 公団の運転資金はその性質上純然たる商業資金であつて曾て統制団体の時代には市中金融の対象であり得た。

(ホ) 公団認証手形制度を以てしては公団所要資金の全部を満すことが出来ない。

(a) 政府からの引取物資代金は政府が手形を発行出来ないため復興金融庫借入金を以てこれに充当するか配給代金回収まで未払の儘とするか、或は両者を折衷するかの三者しか無いが、政府特に貿易資金の金繰りは極めて逼迫し

てゐるので公団が支払を延期することは困難となつて来た。

(b) 小口取引に於ては業者の信用薄弱なものが多いため手形の振出が困難であり、勢ひ現金決済をせざるを得ないこととなるが、もし未払にしておくと正規のルートにのつて来なくなる虞がある。

(c) 公団認証手形は単名であり、公団は手形債務者ではないから手形法上の保護が充分でない。この手形は手形債務者の信用よりも決済資金手当の事実上の確実性と本行の貸出態度とによつて割引かれたとも言ひ得るのである。

(ハ) 公団が手形関係人となることによつて代金の回収が促進される可能性が生ずる。即ち公団から物資の引渡を受けた者は約束手形を振出し又は公団振出の為替手形の引受けをすることによつて手形法上の義務を負うため手形債務の完済に努力するであらうし、又公団が手形保証をすることによつて信用力の比較的薄い業者でも融資を受け得る可能性が生ずる。

なお現行公団証明附手形は公団が物資を売渡した事実を証明するに止まり手形債務者となつていないから、振出人の信用のみが唯一の担保であつて融資順位が甲となつていても余り実効はないのである。

(ロ) 現在信用取引は公団が手形関係人となり得ないため中断され易いが、公団が手形の裏書譲渡を為し得るならば担保力も増し流通が円滑となり、ひいて信用取引全般の育成強化にも裨益する所が尠くないであらう。

かくて市中融資の切換が要望されるのであるが、これが実施に当つては金融機関の資金蓄積状況等を勘案して、その時期等につき充分考慮を払うと共に、金融機関の新たな負担を可及的に緩和し、又融資の回収を確実ならしめるため次の如き準備措置を採ることが望ましい。

(イ) 公団として努力すべき点は資金の効率的運用と業務の能率化とである。公団は旧統制団体時代の非能率性を承継した点が尠くないのであつて、殊に資金面に於ては代金回収に一層努力する必要があると共に回収金の効率的利用を図らなければならない。公団の全国預金は毎月累増を示しているが、これには送金途中のもの、交換未済の小切手、政府交付金の歩留等が含まれてゐるに於ては往々に

して企業の保護に偏した金融的機能を営む弊を革め公団本来の面目に立返えるように努めなければならない。

(四) 政府としては配給政策、価格政策等の機動的運営を図ると共に政府支払の適期化に努めなければ、公団自体の業務を麻痺せしめ却て政策の破綻を来すであろう。例えば国民経済上重要性を失った物資、需給均衡化する物資、公定価格の維持困難な物資等については速かに公団の取扱品目から削除するか公定価格を引下げるか(但し必要に応じ損失補填の措置をとる)の措置が採られなければならない。かゝる措置の遅延によつて赤字の発生を余儀なくされる事例もあるのである。

(ハ) 公団は臨時的法人でありやがて清算される運命にあるので、予め清算の場合に於ける弁済順位、弁済時期等に関する政府の方針を明らかにし貸出の長期固定化を招来する虞なきよう措置しておくことも肝要である。此の点に關しては、近く業務停止を予定されている石油配給公団の清算に當り将来への影響を顧慮して慎重な措置が採られることが要請されると共に、清算方法の如何によつては生活物資関係五公団の発足前、これが前身とも言うべき旧統制団体が閉鎖機関移行に伴い、借入困難に陥つた際採られたアブルーヴド・ローン制度に準じた方法を考慮することも一案であらう。

(ニ) 更に政府は公団赤字の処理について方針を明確にしておかねばならない。法令には公団の剰余金を国庫に徴収する規定はあるが赤字補填については何等の規定がない。従つて少くとも基本金を超えて赤字を生じている公団に対しては、将来の処理を明らかにしておくべきである。

(2) その他の資金調達方法の能否
産業復興公団及び船舶公団の設備資金については債券発行による調達を考えられるが、公団が臨時的存在であることと資本市場の狭隘性によつてその消化には難があると思われるので、金庫と市中金融機関との共同融資乃至船舶建造に於ける船主負担割合の引上げ等が考慮される。

(3) 価格差益徴収の可否

価格差益徴収の可否は独り公団のみならず一般企業に關連する問題であつて所

謂正常在高法が採用されれば別問題であるが、此処ではそれを離れて公団が暫定的な而も国家事務を行う法人である特殊性を考慮しつつその可否を述べることとする。

(イ) 公団に損失が生じた場合には出資金にてカバーさるべきであるが、その額は前述の如く極めて少額であり概ね器具什器等に見合う程度を原則とし又国家財政の現状から見てその増額は困難であるため損失の負担は借入金又は短期負債にかゝつて来る虞があり、市中融資への切換に當つても支障があるので、差益の中少くとも公団の責に帰すべからざる赤字に相当する額は一種の調整勘定として処理することが考えられる。即ち公団は一手買取機関であるから売手には相手方選択の余地はないので買掛金等に損失を負担せしめることは不可と言ふべく、又復興金融金庫と雖も最早返済不能となるような不健全な融資をなすべきではないであらう。

(ロ) 公団は一般企業と異り臨時的存在であるから、清算時まで差益の全部又は一部の取立を猶予することを考慮しても差支ないように思われる。

なお現行価格差益処理規則によれば一般企業には控除が認められているに對し、公団は差益全額を徴収される建前となつていから金融への圧迫が大きい。

今後一般物価水準の引上げは行われなかつても、個々の価格を補正することとは已むを得ない場合もあるから、価格差益発生之余地はなお存するので、右に述べた事情を斟酌の上価格差益徴収については金融と財政との見合に於て合理的な調整を図ることが望ましい。

(五) 結 語

各公団は夫々特色を有して個別的分析を加えればなお問題とすべき点が少くなく、又公団の我国経済上の地位、その功罪等に関しても論及すべきであるが、此処では特に復興金融金庫の在り方に關連し主として公団の資金調達の方法について考察を加えるに止めた。(大 里)